

2 高保体第 238 号
令和 2 年 5 月 29 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）

県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の
考え方について（通知）

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件について、県立学校に対して別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

令和 2 年 5 月 29 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方について（通知）

新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中の対応につきましては、各県立学校において適切にご対応いただきありがとうございます。

現在、感染症の状況については一定の落ち着きが見られておりますが、今後も引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さて、令和 2 年 5 月 26 日付け 2 高学第 550 号にて、今後本県における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の県独自の判断基準区分（Ⅰ～Ⅳ）を通知したところで。

部活動につきましては、5 月 25 日（月）以降の学校再開にともない、このⅠ～Ⅳの判断基準区分に連動した別紙「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）」を示しておりますので、各校での対応をお願いします。

記

○部活動について

- （1）本基準は 6 月 1 日（月）から適用する。5 月 31 日（日）までは、全県的に部活動が再開したばかりであり、活動を一部制限しながら段階的に取り組むこと。
- （2）部活動に係る考え方は、原則として別紙のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。
- （3）密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、各区分及び各中央競技団体等が示す方針や通知を踏まえ判断する。
- （4）県外遠征においては、県の自粛要請の解除及び行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する。
- （5）教員及び生徒の体温・体調チェックを継続する。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）
（学校において感染者を出さない、生徒を守る）

県教委の考え方	
IV	直近7日間において感染者が確認されていない ○開校
III	直近7日間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている ○開校
II	直近7日間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている ○開校
I	直近7日間において感染者が、日々連続して確認されている ○開校 ●休業

* 各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断

部活動の考え方	
IV	☆部活動（通常） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・休日4時間まで（校長の許可） ・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染症対策について、顧問はより一層の注意を払うこととする
III	☆部活動（一部制限） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重に検討する ・県内における練習試合・公式戦への参加は、状況により慎重に検討する
II	☆部活動（一部制限） ・平日1時間程度まで ・休日1時間程度まで ・活動日数は、状況により検討する ・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない ・県内における練習試合・公式戦へは参加しない
I	★部活動（禁止） ・学校や公共施設での活動は不可とする ・各自が自宅で自主練習とする

* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。

* 県外遠征（県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する）

* 原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。



◆三密の回避
（密閉・密集・密接）

◆感染症対策の3つのポイント
・感染源を絶つこと
・感染経路を絶つこと
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 生徒の怪我防止
（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの着用（移動時、活動以外時等）



高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。